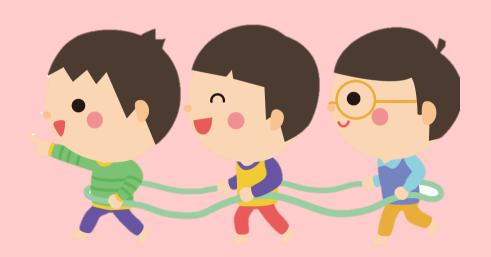


令和2年度~令和6年度



令和2年3月 鹿児島県 長島町

ごあいさっ

全国的に少子高齢化や核家族化が進み,かつてはどこの地域でも見られた,近所づきあいと言われる住民同士のつながりが次第に希薄になってきています。また,家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下が懸念される中,虐待やいじめ,不登校といった子どもを取り巻く深刻な課題も全国的に顕在化しています。

本町においても、待機児童の解消、医療的ケアを要する子ど もへの対応、生活困窮家庭への支援等、子どもの育ちを支える ための対応が求められています。



更には、国が進める働き方改革によって子育て環境や保育ニーズの多様化が進む中、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたことにより、家庭における負担や不安を和らげ、安心して子育てができる環境の整備も必要となっています。

本町ではこうした国の動向や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、様々な課題に対応するために「夢と活力があり安心して子育て・子育ちができるまち」を基本理念に、「第2期長島町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、町民の皆様のご協力をいただきながら、計画の具現化に向けた施策の推進に積極的に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり御協力いただきました、長島町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重な御意見をいただきました町民の皆様、関係機関の皆様方に心から御礼申し上げます。

令和2年3月

長島町長 川 添 健

目 次

第1章	章 計画	画の概要	
1	計画策	定の背景と趣旨	1
2	計画の	位置付け	3
3	計画の	期間	4
4	計画の	策定体制	4
第2章	章 長島	島町の子ども・子育てを取り巻く状況	
1	統計的	な状況	6
2	子ども	・子育て支援事業ニーズ調査結果概要	24
第3章	章 計画	画の基本的な考え方	
1	計画の	基本理念	30
2	計画の	基本目標	30
3	取り組	むべき施策目標	31
第4章	章 子	ども・子育て施策の展開	
施	策目標 1	質の高い教育・保育の総合的な提供	33
施	策目標2	子どもの健やかな成長に向けた支援	33
施	策目標3	地域における子育て支援の充実	33
施	策目標4	職業生活と家庭生活の両立	34
施	策目標5	子どもの権利を尊重する社会(児童虐待防止対策の充実)	34
施	策目標6	子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	35
施	策目標7	子どもの貧困対策の推進	35
第5章	章 事業	業計画(子ども・子育て支援事業計画)	
1	子ども	・子育て支援新制度概要及び前提条件について	37
2	教育・	保育の提供区域の設定	39
3	教育•	保育事業の量の見込みと確保方策	40
4	地域子	ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	42
5	国の「	新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組について	54

6	幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	57
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	57
8	その他推進方策	58
第6章	章 計画の推進と進行管理	
1	計画の推進体制	62
2	進捗状況の管理	62
第7	章 資料編	
1	長島町子ども・子育て会議条例	63
2	長島町子ども・子育て会議委員名簿	64
3	長島町内保育所・幼稚園一覧	65
4	用語解説	66

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年,我が国では少子化・核家族化の進行,地域のつながりの希薄化により,子どもや家庭を 取り巻く社会環境は大きく変化しています。

本町は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27 (2015) 年3月に『夢と活力があり安心して子育で・子育ちができるまち』を基本理念とした長島町子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んで来ました。

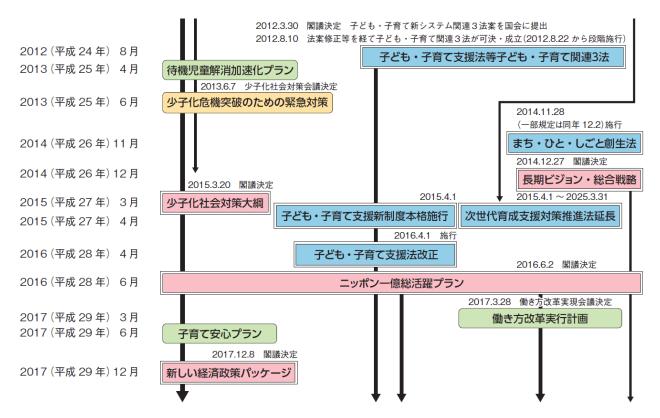
こうした中、平成 28 (2016) 年 4 月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援を行なう等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関するさまざまな法律等が施行・改正されています。

また,子育て世帯を応援し,社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため,令和元(2019)年10月から「幼児教育無償化制度」が実施されることとなりました。

幼児教育・保育の無償化は生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や, 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点を踏まえたものとなっています。

これらの法に基づき、引き続き、『夢と活力があり安心して子育て・子育ちができるまち』の 実現を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な 内容及び水準のものとすることが必要です。

本町では、現行計画である「長島町子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握したうえで、町内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保を盛り込んだ「第2期長島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき策定されたものであり、平成27年4月より施行されました。

新制度では、社会全体での費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいくことになります。

子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を 改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

- ①認定こども園,幼稚園,保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
- ②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援,地域子育て支援拠点, 放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

新制度の取組内容

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ●幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。
- 2 保育の量的拡大・確保. 教育・保育の質的改善
 - ●市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
 - ●新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
 - ●身近な地域での保育機能を確保します。
 - ●地域の多様な保育ニーズに対応します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

●地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

【新しい経済政策パッケージ】 【基本指針の改正方針等】 ①基本指針の改正方針 ①量の拡充・質の向上 ・ 平成 28 年の児童福祉法改正による社会的教育に ②処遇改善 関する抜本的な改正の反映。 ③幼児教育・保育の無償化 ・放課後子ども新総合プランの策定による量の見込 ④「放課後子ども総合プラン」に基づく, 受け皿 みの考え方の変更の反映。 ・子育て安心プランの内容の変更の反映。 その他新制度施行後の関連施策の動向の反映。 ②「量の見込み」の算出等の考え方について 次世代育成支援行動計画 第1期子ども子育て支援 第2期子ども子育て支援 事業計画【R2-6】 ●次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法の一部改正

(令和6年度まで10年間の延長)

2 計画の位置付け

(平成17年~26年の時限立法)

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「長島町総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、関連計画との整合性を図り策定するものです。

●新制度施行(平成27年度)

また、次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため,本町では,可能な限り次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引継ぎ,「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むこととします。

<子ども・子育て支援法(抄)>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)第六十一条市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度(2020年度)を初年度として令和6年度(2024年度)までの5箇年を対象期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和6年度(2024年度)には、本町を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5.	6
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
							L								
	長島町 次世代育成支援対策行動計画				長島町 子ども・子育て支援事業計画				第2期長島町 子ども・子育て支援事業計画				■ I		
Ī						T									

4 計画の策定体制

(1)アンケート調査の実施

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ(サービスの利用意向・子育てに関する意識等)や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施した。

②調査の実施期間

平成30年12月に実施

③調査対象

長島町在住の「就学児前児童及び小学校児童のいる世帯」の保護者を対象

4調査方法

幼稚園・保育所・小学校を通じた配布・回収、及び郵送式による配布回収

5調査数及び回収状況

配布数	回収件数	回収率
621 件	518 件	83.4%

(2)子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計4回の審議を行い、計画を策定しました。

	→ 子ども子育て支援事業計画の概要
│ │ 第1回子ども・子育て会議	アンケート調査結果報告
第「四丁とも・丁肖(云誠	▶ 教育・保育の量の見込みについて
	▶ 今後のスケジュールについて
	▶ 子ども・子育てを取り巻く状況について
│ │ 第2回子ども・子育て会議	▶ 教育・保育の量の現状と見込について
第2回丁とも・丁月(云磯 	▶ 地域子ども・子育て支援事業の現状と見込みについて
	▶ 計画骨子について
第3回子ども・子育て会議	♪ 計画素案について
第4回子ども・子育て会議	パブリックコメントについて計画原案について

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月に、計画素案をホームページ等で広く公表し、町民からの計画内容全般に関する 意見募集を行ないました。

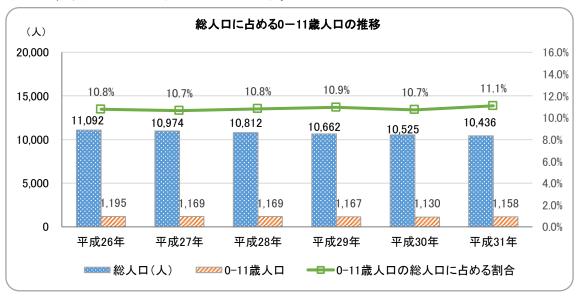
第2章 長島町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

①総人口に占める子どもの人口の推移

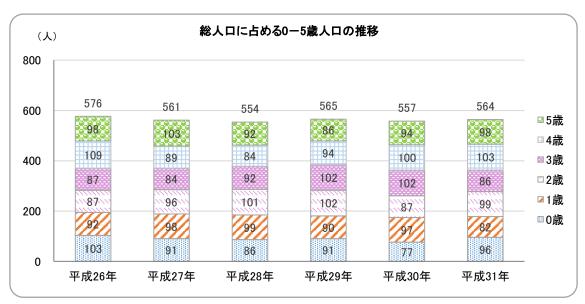
本町の総人口は平成31年4月1日現在,10,436人で平成26年より656人減少となっています。また,0-11歳人口は平成31年に1,158人で平成26年よりも37人減少となり,11歳以下の人口は,総人口の11.1%となっています。



(資料:住民基本台帳 各年4月1日)

②0~5歳の年齢階級別人口の推移

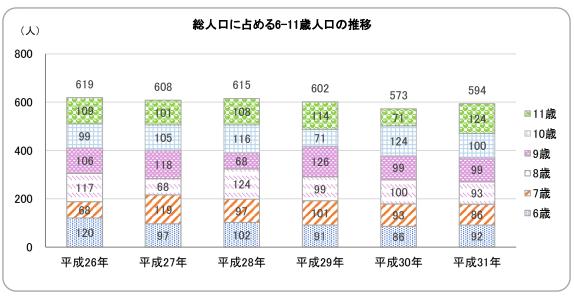
 $0\sim5$ 歳人口は、増減があるものの横ばいとなっています。平成 30 年は、0 歳が 77 人と他の年と比較して少なくなっています。



(資料:住民基本台帳 各年4月1日)

③6~11歳の年齢階級別人口の推移

 $6\sim11$ 歳人口は、減少傾向になっています。特に、6 歳、8 歳では 20 人以上減少となっています。

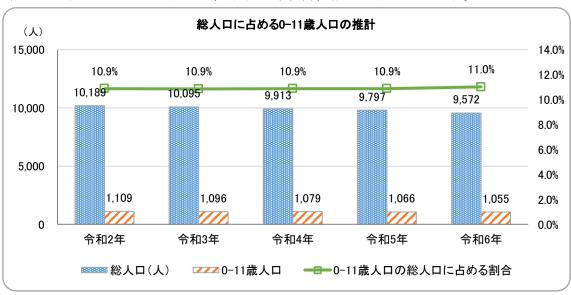


(資料:住民基本台帳 各年4月1日)

(2)人口の推計

①総人口に占める子どもの人口(推計)

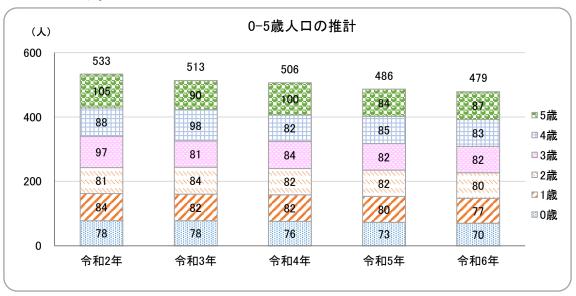
総人口に占める子どもの人口は、令和2年以降、減少と推計されます。



※平成26年~平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出(資料:住民基本台帳)

②0~5歳の年齢階級別人口の推移(推計)

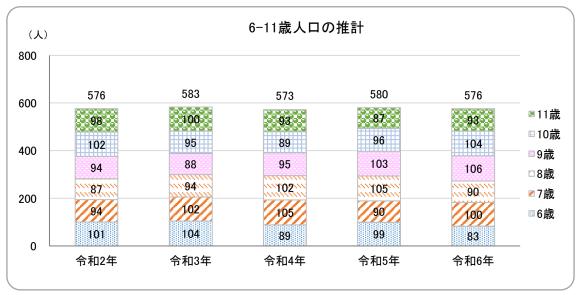
 $0\sim5$ 歳の年齢階級別人口は、令和 2年の 533 人から、令和 6年では 479 人で 54 人の減少 となっています。



※平成26年~平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出(資料:住民基本台帳)

③6~11歳の年齢階級別人口の推移(推計)

6~11歳の年齢階級別人口は、令和2年の576人から横ばいとなっています。

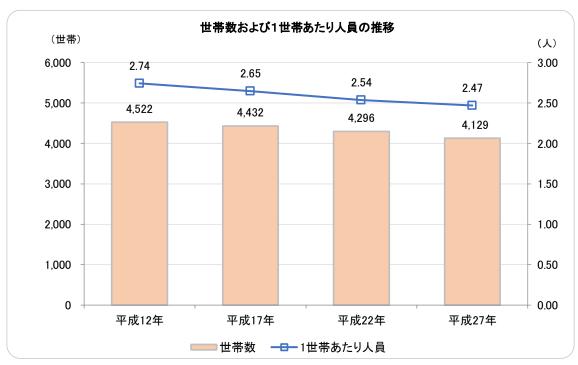


※平成26年~平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出(資料:住民基本台帳)

(3)世帯

①世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成 27 年では 4,129 世帯で、平成 12 年から 393 世帯の減少となっています。 また、1 世帯あたり人員は平成 12 年以降減少傾向で推移しており、平成 27 年では 2.47 人 となっています。



(資料:国勢調査)

②世帯の家族類型

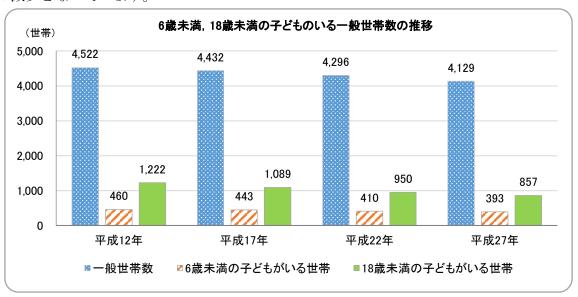
世帯の総数は、平成27年では4,129世帯で核家族世帯は、減少傾向にあります。一方、増減を繰り返しながらも単独世帯、母子世帯は増加傾向にあります。

家族類型別世帯数			平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総	念数	Ţ	4,522	4,432	4,296	4,129
Α	亲	見族世帯	3,537	3,386	3,182	3,025
	I	核家族世帯	2,885	2,744	2,633	2,535
		(1)夫婦のみ	1,293	1,214	1,210	1,142
		(2)夫婦と子ども	1,312	1,223	1,102	1,051
		(3)男親と子ども	50	69	79	77
		(4)女親と子ども	230	238	242	265
	Ι	[その他の親族世帯	652	642	549	490
В	} ;	非親族世帯	4	6	10	14
С	C 単独世帯		981	1,040	1,104	1,090
<u>E</u>	}子	-家庭(再掲)	22	31	38	36
父	と子	-家庭(再掲)	11	18	17	14

※家族類型「不詳」も含みます。

③6歳未満,18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6 歳未満の親族のいる世帯は、平成 27 年では 393 世帯で平成 12 年から 67 世帯の減少となっています。18 歳未満の親族のいる世帯は、平成 27 年では 857 世帯で平成 12 年から 365 世帯の減少となっています。

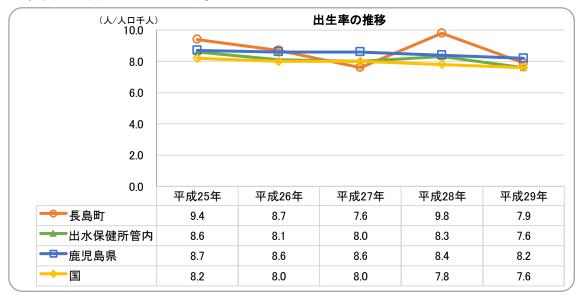


(資料:国勢調査)

(4) 結婚・出産等

①出生率の推移

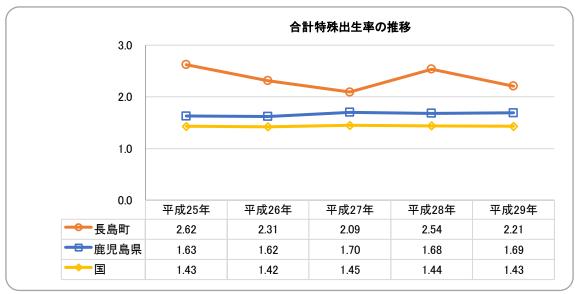
出生率は、平成25年で9.4でしたが平成29年で7.9と減少傾向にあります。出水保健所管内は、国より高くなっています。



(資料:人口動態統計)

②合計特殊出生率の推移

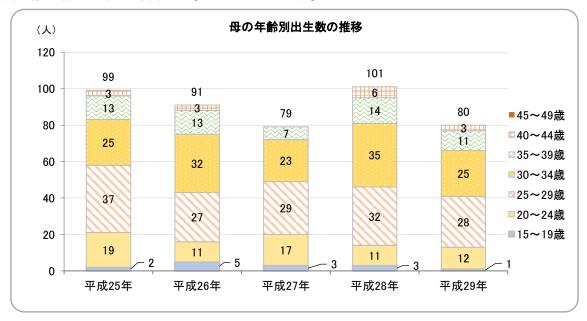
一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、平成 29 年で 2.21 となっています。いずれの年も 2.0 以上となり, 鹿児島県, 国より高い割合で推移しています。



(資料:人口動態統計)

③母の年齢別出生数の推移

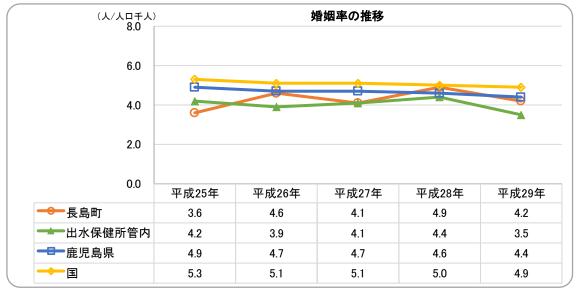
母の年齢別出生数は、平成 28 年に増加となりましたが、減少傾向にあります。25~29 歳の出生数の減少が他の年齢より多くなっています。



(資料:人口動態統計)

4 婚姻率の推移

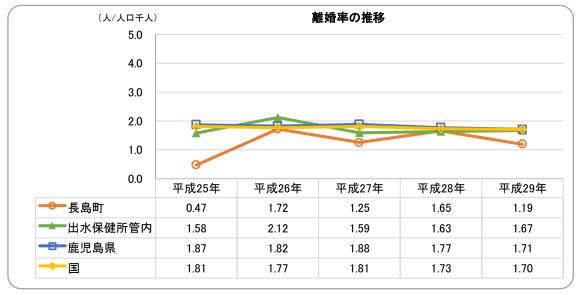
婚姻率は、平成29年で4.2となり、鹿児島県、国より低くなっています。



(資料:人口動態統計)

5離婚率の推移

離婚率は, 平成29年で1.19となり, 出水保健所管内, 鹿児島県, 国より低くなっています。

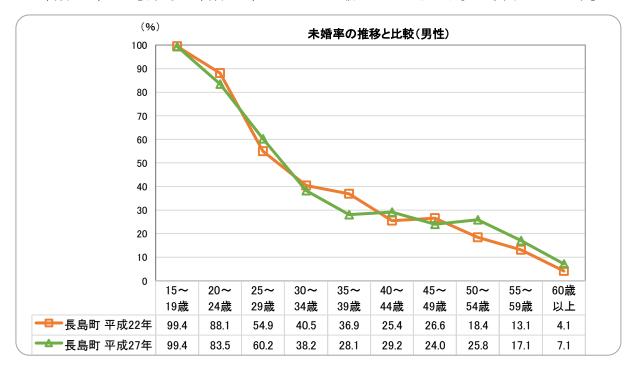


(資料:人口動態統計)

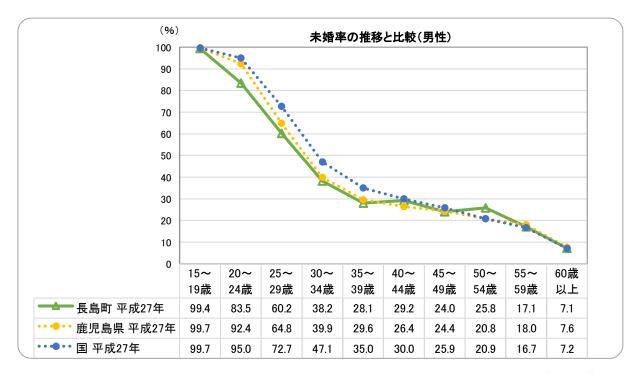
⑥未婚率の推移と比較

平成 27 年の男性の未婚率は、15 歳 \sim 39 歳では鹿児島県、国を下回っています。特に $20\sim$ 24 歳では鹿児島県、国より 8 ポイント以上低くなっています。

平成22年と比較すると平成27年では35~39歳では8ポイント以上下回っています。



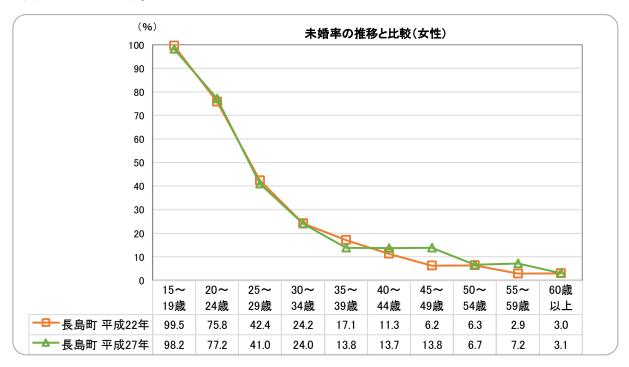
(資料:国勢調査)



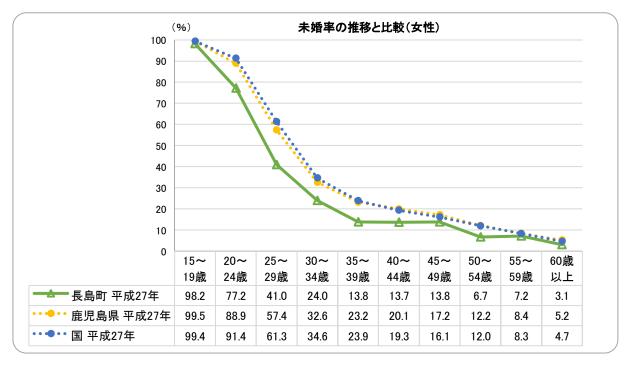
(資料:国勢調査)

平成 27 年の女性の未婚率は、全ての年代で鹿児島県、国より下回っています。特に $20\sim34$ 歳では鹿児島県、国と比較すると 10 ポイント以上低くなっています。

平成 22 年と平成 27 年を比較すると同程度で推移していますが、 $45\sim49$ 歳で 7 ポイント以上高くなっています。



(資料:国勢調査)



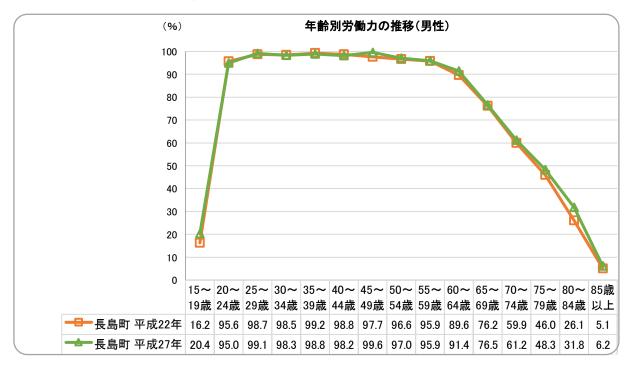
(資料:国勢調査)

(5) 就労状況

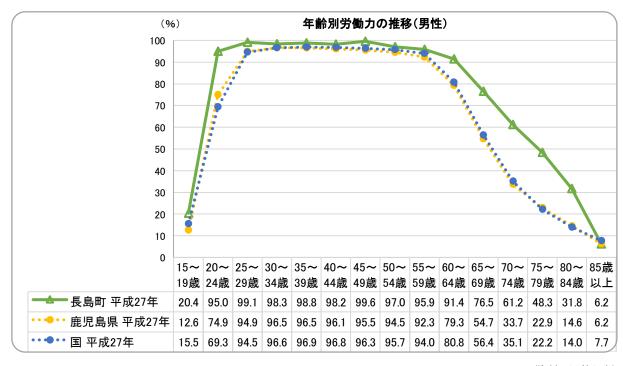
①男性の年齢別労働力率の推移

平成 27 年の男性の年齢別労働力は, $15\sim84$ 歳では鹿児島県,国より上回っています。特に $20\sim24$ 歳では,鹿児島県,国より 20 ポイント以上高くなっています。また 60 歳以降も高く推移しています。

平成22年と比較すると、同程度で推移しています。



(資料:国勢調査)

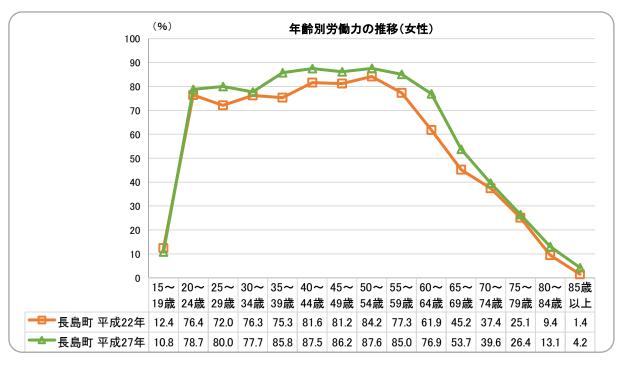


(資料:国勢調査)

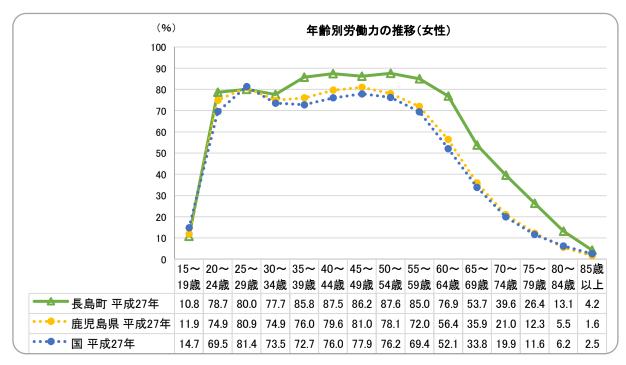
②女性の年齢別労働力率の推移

平成 27 年の女性の年齢別労働力は、30 歳以降では鹿児島県、国より上回っています。特に $35\sim39$ 歳では 9 ポイント以上高くなっています。

平成27年の女性の年齢別労働力は、「25~29歳」(80.0%) と「40~44歳」(87.5%) を左右のピークとして「30~34歳」を底とするM字カーブとなり、平成22年と比較すると上昇しています。



(資料:国勢調査)

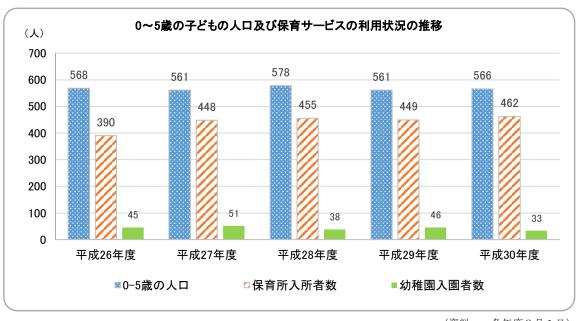


(資料:国勢調査)

(6)子育て環境の状況

①0~5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

 $0 \sim 5$ 歳の子どもの人口は、ほぼ横ばいで推移している中、保育所の入所者数は増加傾向、幼稚園(認定こども園除く)の入園者数は増加の年があるものの減少傾向となっています。

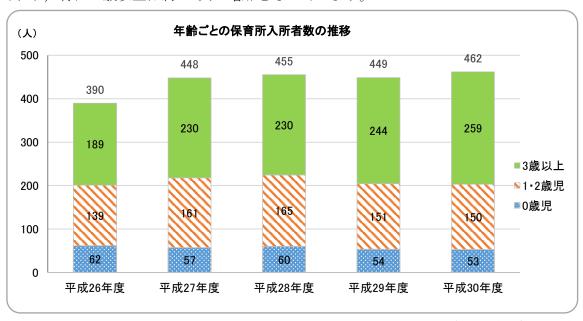


(資料: 各年度3月1日)

②年齢ごとの保育所入所者数の推移

年齢ごとの保育所入所者数は、増加傾向にあります。

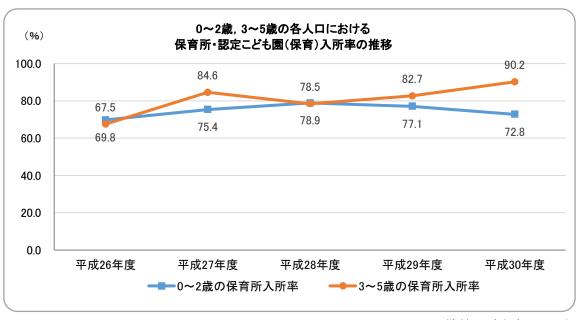
0歳児の入所者数は減少傾向となっていますが、 $1 \cdot 2$ 歳児、3歳以上の入所者数は増加しており、特に3歳以上は約70人の増加となっています。



(資料: 各年度3月1日)

③0~2歳,3~5歳の各人口における保育所入所率の推移

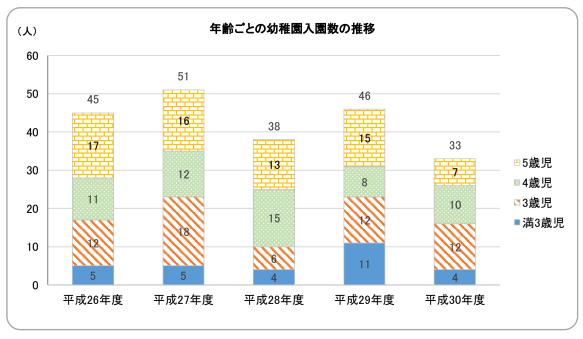
保育所における年齢別入所率は、年度毎に増減はあるものの増加傾向にあります。 特に3~5歳では90%以上と高くなっています。



(資料: 各年度3月1日)

④年齢ごとの幼稚園入園者数の推移

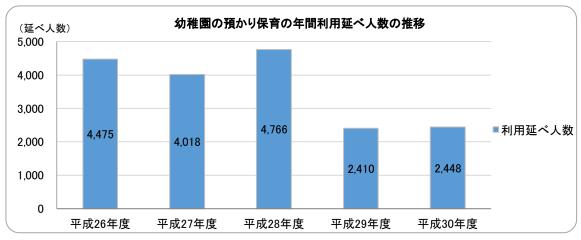
年齢ごとの幼稚園 (認定こども園除く) の入園者数は, 年度ごとにばらつきがみられますが, 減少傾向となっています。



(資料: 各年度3月1日)

⑤幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

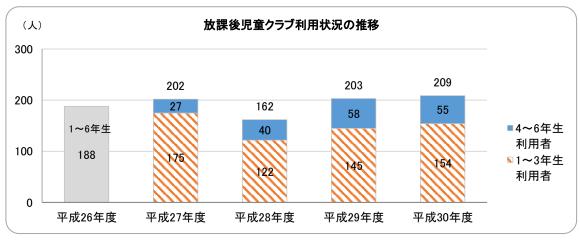
幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数は、平成30年度には2,448人と平成26年度と比較して2,027人の減少となっています。



(資料: 各年度3月31日)

⑥放課後児童クラブ利用状況の推移(1~3年生利用者数,4~6年生利用者数)

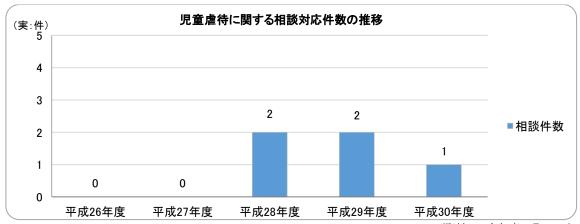
放課後児童クラブの利用状況は、横ばいで推移していますが、4~6年生の割合が多くなっています。



(資料: 各年度3月31日)

⑦児童虐待に対する相談対応件数の推移

児童虐待に対する相談対応件数は,平成28,29年度2件,平成30年度1件となっています。

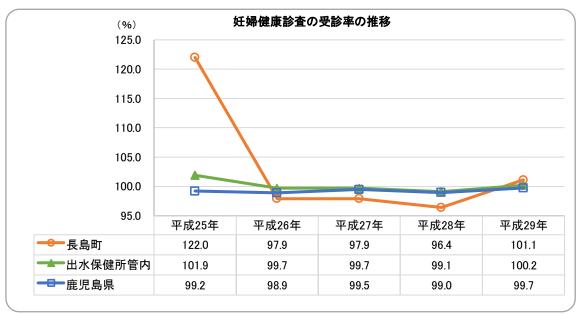


(資料: 各年度3月31日)

(7) 母子保健に関する状況

①妊婦健康診査受診率

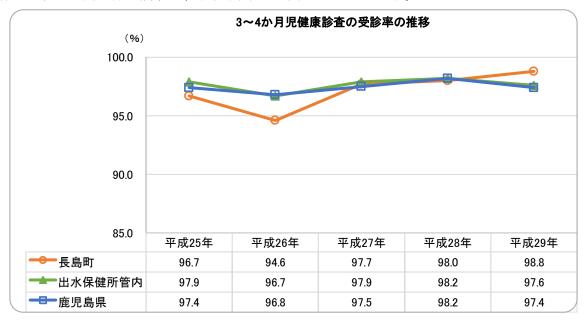
妊婦健康診査の受診率の推移は、ほぼ全数受診で推移していますが、平成25年は122.0%と高くなっています。



(資料:鹿児島県の母子保健)

②乳児(3~4か月児)健康診査受診率

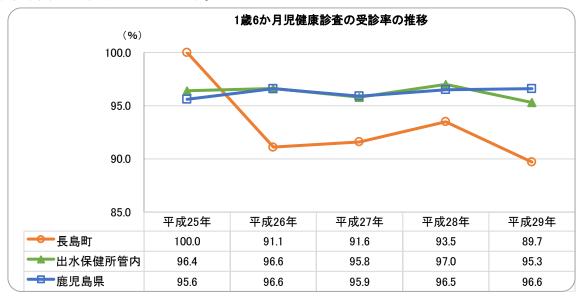
乳児(3~4か月児)健康診査受診率は、平成26年に減少したものの増加傾向で推移し、平成29年では出水保健所管内、鹿児島県より高くなっています。



(資料:鹿児島県の母子保健)

③1歳6か月児健康診査受診率

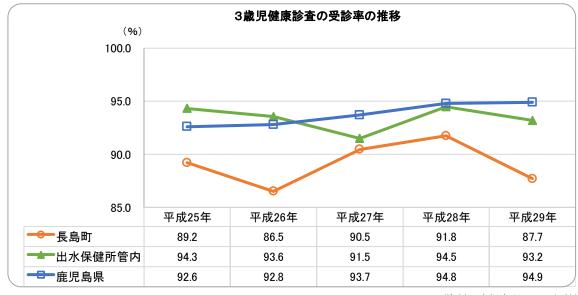
1歳6か月児健康診査受診率は、平成29年では89.7と減少傾向にあり、出水保健所管内、 鹿児島県より低くなっています。



(資料:鹿児島県の母子保健)

④3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率は、平成29年では、87.7と減少傾向にあり、1歳6か月健康診査受 診率と同様、出水保健所管内、鹿児島県より低くなっています。



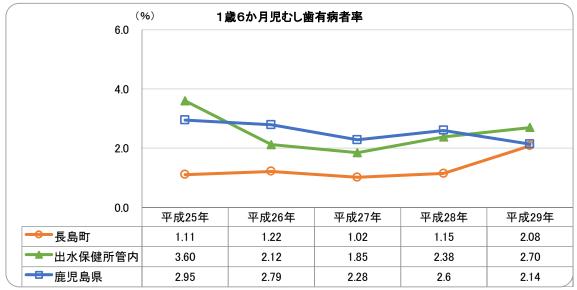
(資料:鹿児島県の母子保健)

⑤1歳6か月児むし歯有病者率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、1歳6か月児の受診率は、平成29年では89.70と低く、出水保健所管内、鹿児島県より低く推移しています。

むし歯有病者率については、平成25年では1.11で、平成29年では2.08と増加傾向にありますが、出水保健所管内、鹿児島県より低くなっています

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
長島町	100.00	91.10	91.60	93.50	89.70
出水保健所管内	97.40	96.60	95.80	97.00	95.30
鹿児島県	96.10	95.60	96.20	97.10	96.40



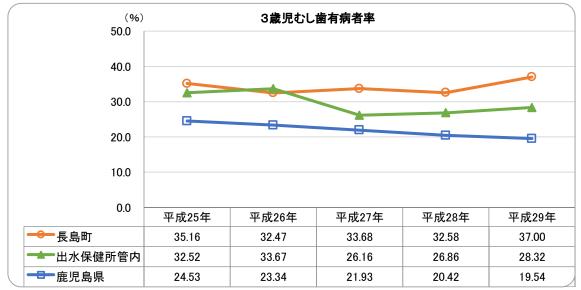
(資料:鹿児島県の母子保健)

⑥3歳児むし歯有病者率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、3歳児の受診率は、平成29年では87.70と低く、出水保健所管内、鹿児島県より低く推移しています。

むし歯有病者率については、平成 29 年で 37.00 と高く、出水保健所管内、鹿児島県より高く推移しています。

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
長島町	89.20	86.50	90.50	91.80	87.70
出水保健所管内	95.10	93.60	91.50	94.50	93.20
鹿児島県	93.20	94.20	94.60	95.70	95.10



(資料:鹿児島県の母子保健)

⑦長島町の予防接種実施状況

予防接種実施状況は、年によって増減はありますが、平成 28 年度以降予防接種の接種率が高くなっています。

		四種混合		麻疹·風疹		日本脳炎		
年次	BCG	初回	追加	1 期	2 期	第 1 期 初回	第 1 期 追加	第 2 期
平成 25 年度	73.4	80.2	3.5	75.8	94.5	70.3	41.2	80.8
平成 26 年度	68.3	86.9	36.2	95.0	96.0	39.9	43.0	68.4
平成 27 年度	97.7	90.7	47.6	113.2	96.9	79.7	49.5	41.1
平成 28 年度	110.8	104.9	112.8	115.9	87.9	89.2	112.3	70.7
平成 29 年度	106.3	99.6	91.1	98.0	93.1	93.7	73.0	103.2

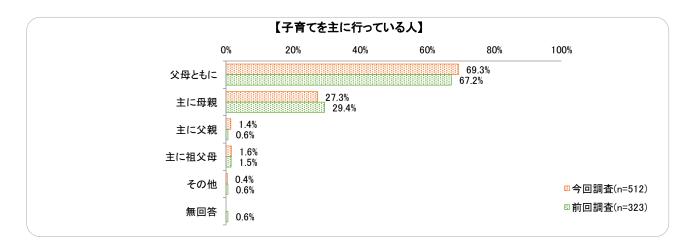
(資料:鹿児島県の母子保健)

※対象者数は当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることに対し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、接種は100%を超える場合があります。

2 子ども子育て支援事業ニーズ調査結果概要

(1)子育てを主に行っている人について

子育て(教育を含む)を主に行っている方については,「父母ともに」(69.3%),「主に母親」(27.3%),「主に祖父母」(1.6%)の順となっています。

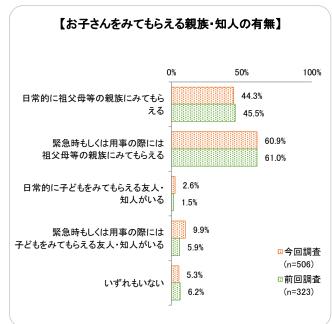


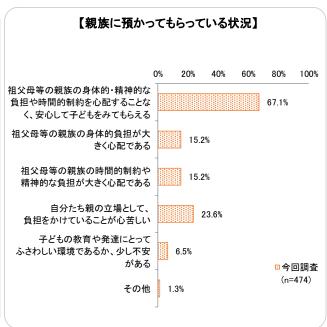
(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答が、前回調査と同様大きく占めています。

日常的に子どもをみてもらえる家庭は3割以上,子どもをみてもらえない家庭は1割以下となっています。

一方,祖父母等の親族に預かってもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」(67.1%)、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が心配である」「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」(15.2%)の順となっています。



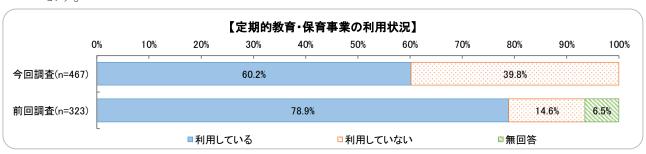


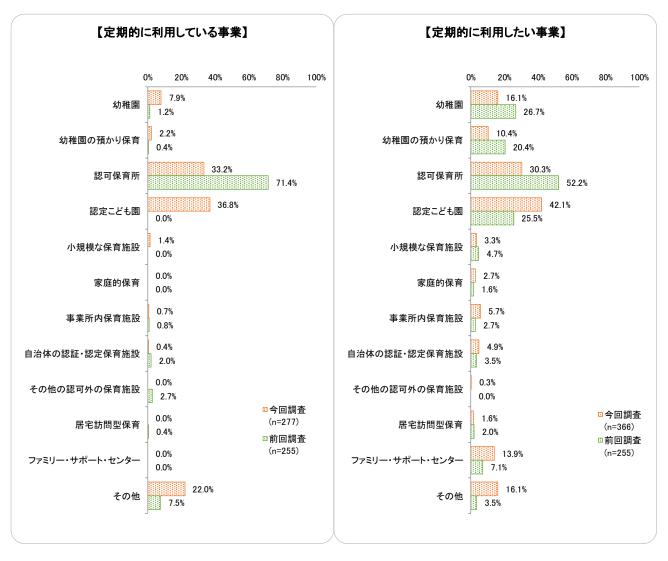
(3)教育・保育事業の利用状況について

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況については、「利用している」が6割となり、「認定こども園」(36.8%)、「認可保育園」(33.2%)、「幼稚園」(7.9%)の順となっています。前回調査と比較すると、認定こども園が開設されたことにより、認可保育所が30ポイント以上減少しています。

現在の利用の有無にかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用 したいと考える事業については、「認定こども園」(42.1%)、「認可保育所」(30.3%)、「幼稚園」 (16.1%) の順となっています。

定期的に利用している事業、定期的に利用したい事業ともに「認定こども園」が多くなっています。





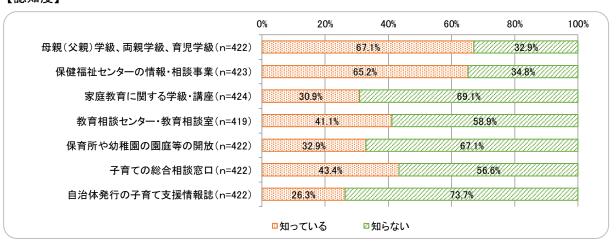
(4) 地域の子育で支援事業の認知度・充実度

子育て支援事業の認知度については、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(67.1%)、「保健福祉センターの情報・相談事業」(65.2%)の順となっています。

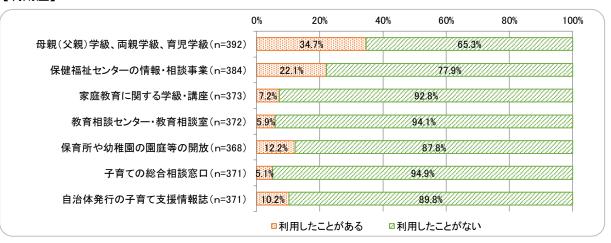
利用歴については、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(34.7%)、「保健福祉センターの情報・相談事業」(22.1%)の順となっています。

利用意向については,「自治体発行の子育て支援情報誌」(44.0%),「子育ての総合相談窓口」(40.3%)の順となっています。

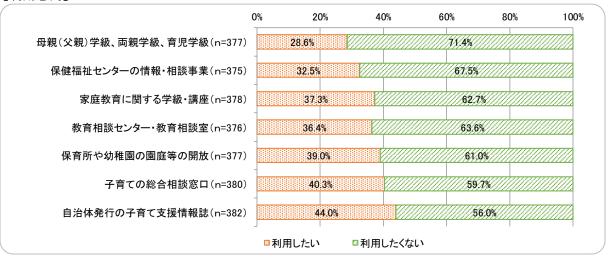
【認知度】



【利用歴】



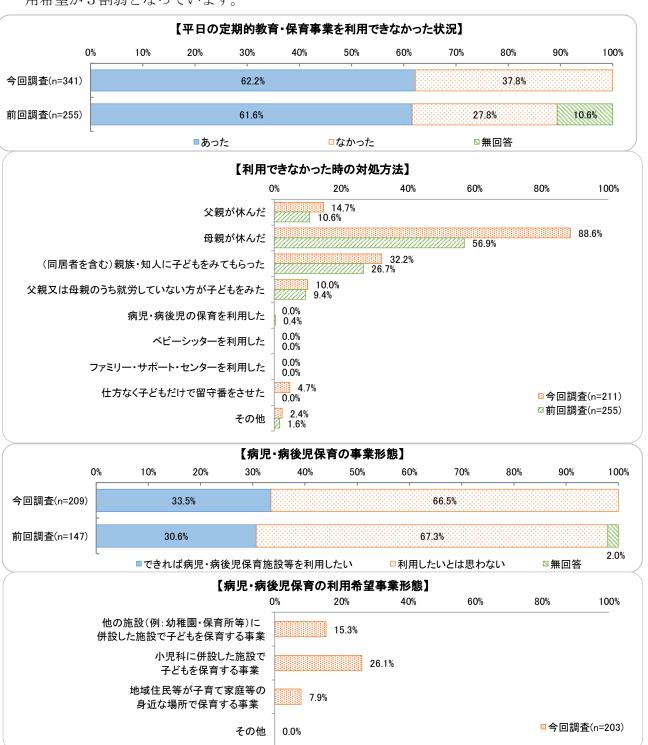
【利用意向】



(5) 病気の際の対応

この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった人は, 6割強となっています。その際に行った対処方法は,「母親が休んだ」(88.6%),「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(32.2%),「父親が休んだ」(14.7%)の順となっています。前回調査と比較すると「母親が休んだ」が30ポイント以上上回っています。

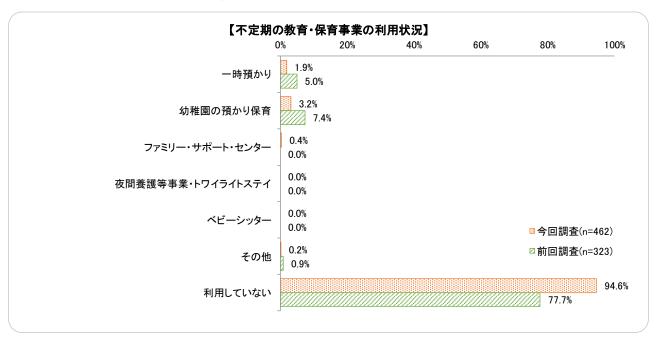
父親,母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は3割強となっています。病児・病後児保育の事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」への利用希望が3割弱となっています。

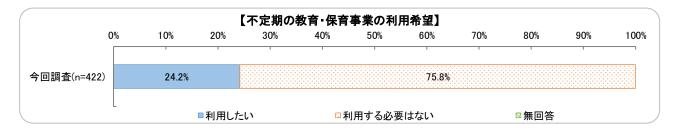


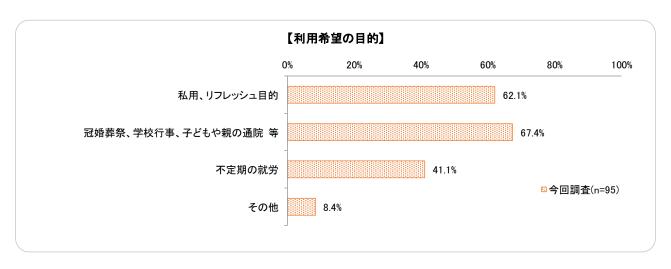
(6) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用

私用,親の通院,不定期の就労などの目的で不定期の教育・保育事業の利用状況については, 未就学児で「幼稚園の預かり保育」(3.2%),「一時預かり」(1.9%)等で1割以下とごく少数となっており,9割以上が「利用していない」としています。

しかしながら、利用希望については、「利用したい」が2割強となっており、現状に比べ利用 希望が高い傾向にあります。利用目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院など」「私用、リフレッシュ目的」が多くなっています。







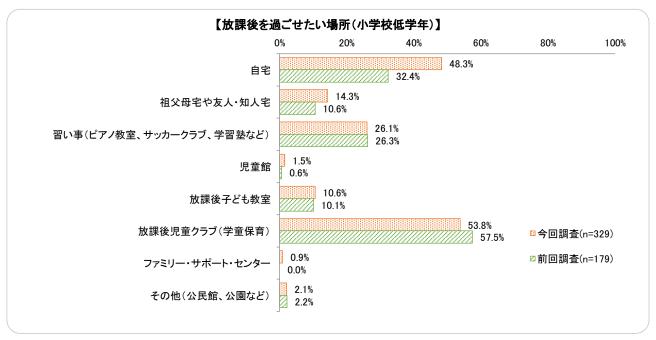
(7) 放課後の過ごし方

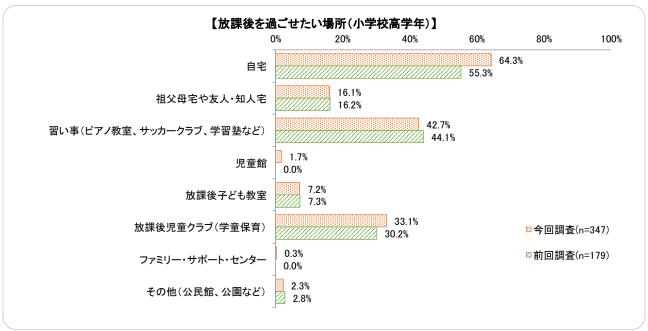
小学校低学年の放課後(平日の小学校終了後)の活動では,「放課後児童クラブ〔学童保育〕」 (53.8%),「自宅」(48.3%),「習い事(ピアノ教室, サッカークラブ, 学習塾など)」(26.1%) の順となっています。

前回調査と比較すると「自宅」が15ポイント以上上回っています。

小学校高学年の放課後(平日の小学校終了後)の活動では、「自宅」(64.3%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(42.7%)、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(33.1%)となっています。

前回調査と比較すると、「自宅」が9ポイント上回っています。





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこととしています。

本町においては、長島町の優れた特性である恵まれた自然などの社会資源を有効に活用すると ともに、産業・文化を大きく躍動させることにより、うるおいに満ちたまちづくりを進めていま す。

今後においても、結婚や出産、仕事に楽しみや希望を感じながら安心して生活ができる地域社会を築いていくとともに、生まれてくる子どもたちが家庭や地域に心から祝福され、すべての人が子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができるまちをめざし、本計画における基本理念を引き続き、次のとおりとします。

夢と活力があり安心して子育て・子育ちができるまち

2 計画の基本目標

基本目標① 地域における子育ての支援

子育てをしているすべての人が安心して子育てができるような様々な子育て支援サービスの充実に努めるとともに保育サービス利用者の生活実態及び意向等を踏まえたサービス提供体制の整備の促進を図ります。

基本目標② 子どもの心身の健やかな成長に向けた支援

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、また妊娠・出産及び乳幼児から学齢児までの子どもの成長を支援します。また支援を必要とする子どもへの対応など協力体制の強化を図ります。

基本目標③ 教育・保育の一体的な提供の推進

教育・保育の連携のとれた支援、また質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供の ため認定こども園の推進を図ります。

3 取り組むべき施策目標

<mark>施策目標①</mark> 質の高い教育・保育の総合的な提供

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

<mark>施策目標②</mark> 子どもの健やかな成長に向けた支援

親が安心して子どもを生み、また全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・育児の推進や子育て不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

施策目標③ 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

施策目標④ 職業生活と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに努めます。

施策目標⑤ 子どもの権利を尊重する社会(児童虐待防止対策の充実)

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんの こと、すべての町民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体 罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人一人の子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童の権利擁護、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に努めます。

<mark>施策目標⑥</mark> 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもと子育てを行う保護者が、安全かつ安心で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるまちを整備します。

施策目標で 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に努めます。

第4章 子ども・子育て施策の展開

施策目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供

全ての子どもに確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取組を推進します。さらに、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。

- ①健やかな身体の育成
- ②特色のある教育環境づくり
- ③保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上
- ④子ども・子育て会議の継続実施

施策目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安全に安心して生み育てられるよう,妊娠,出産からの子育てを通じた支援を行うため, 母子の健康保持・増進,出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供,子どもへの医療対策 の充実に向けた取組などを進めます。

また,障がいのある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制 の拡充,生きていく上での基本である食育などを推進します。

- ①思春期対策
- ②母子の健康の確保
- ③小児医療体制の充実
- 4)食育の推進
- 5相談事業・情報提供

施策目標3 地域における子育て支援の充実

全ての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

さらに、これらの情報を全ての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図る とともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

- ①多様な保育サービスの充実
- ②地域のネットワークづくり
- ③異世代交流の推進
- ④訪問事業の充実
- ⑤相談事業の充実(地域子育て支援拠点事業)
- 6情報提供の充実

施策目標4 職業生活と家庭生活の両立

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう環境整備を推進するとともに、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。

また、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、啓発活動などの取組が必要です。

- ①多様な保育サービスの充実【再掲】
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③放課後の子どもの居場所の整備

施策目標5 子どもの権利を尊重する社会(児童虐待防止対策の充実)

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての町民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人一人の子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童相談所等の専門機関 との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に努めます。

- ①相談体制の充実
- ②児童虐待の発生予防・早期発見
- ③児童虐待発生時の迅速・的確な対応

施策目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

安心して外出できるよう道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や,交通 事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

- ①交通事故防止対策の推進
- ②ユニバーサルデザインのまちづくり
- ③犯罪防止対策の推進
- ④良好な居住空間の創出・確保

施策目標7 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に努めます。

- ①経済的支援はもとより,生活支援や就労支援,ひとり親世帯への相談支援の強化
- ②地域での学習支援や子ども食堂の充実
- ③関係機関等との連携強化

長島町次世代育成支援対策地域行動計画から継続する施策及び事業の一覧

本計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせているため,特に以下の事業について重点的に発展・継続します。

1 地域における子育ての支援

事業名

一時預かり事業

ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

地域子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)

2 保育サービスの充実

事業名

時間外保育事業 (延長保育事業)

3 母性並びに乳児及び乳幼児等の健康の確保及び増進

事業名

妊婦健康診査

乳児家庭全戸訪問事業

産婦検診

産後ケア事業

乳幼児健診

新生児聴覚検査

両親学級等

4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

事業名

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援 に資する事業

5 子育てにかかる費用への支援

事業名	事業概要
実費徴収にかかる補足給付を行う事業	教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際, 実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため, 公費による補助を行います。

第5章 事業計画(子ども・子育て支援事業計画)

1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供すること としています。

◆ 子育て支援の給付と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付費

- ●認定こども園
- ●幼稚園
- ●保育所

地域型保育給付費

- ●小規模保育
- (定員は6人以上19人以下)
- ●家庭的保育
- (保育者の居宅などにおいて保育を行います。
- 定員は5人以下)
- ●居宅訪問型保育
- (子どもの居宅において保育を行います)
- ●事業所内保育
- (事業所内の施設などにおいて保育を行います)

施設等利用費

- ●幼稚園(未移行)
- ●特別支援学校
- ●預かり保育事業
- ●認可外保育施設等

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から中学校修了前の児童を養育している保護者などに手当を支給します。

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業
- ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10)一時預かり事業
- ⑪地域子育て支援拠点事業
- ⑫病児保育事業
- ⑬子育て援助活動支援事業

※子ども・子育て支援新制度:平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月より本格施行。

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付(施設型給付及 び地域型保育給付)を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基 準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆ 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定		
対象年齢	満3歳以上の小き	学校就学前の子ども	満3歳未満の 小学校就学前の子ども		
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由にり、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの			

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本町では、平成30年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

◆ 量の見込みの算出手順

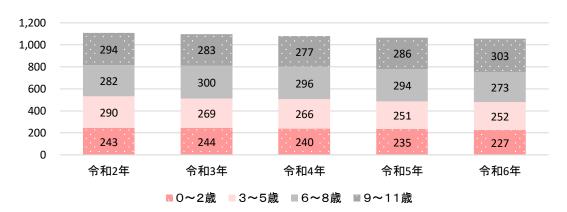


国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和 $2\sim6$ 年度までの人口推計は、平成 $26\sim30$ 年の住民基本台帳をもとに、2-ホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

◆ 年齢区分別児童人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳	78	78	76	73	70
1 歳	84	82	82	80	77
2 歳	81	84	82	82	80
3 歳	97	81	84	82	82
4 歳	88	98	82	85	83
5 歳	105	90	100	84	87
6 歳	101	104	89	99	83
7 歳	94	102	105	90	100
8 歳	87	94	102	105	90
9 歳	94	88	95	103	106
10 歳	102	95	89	96	104
11 歳	98	100	93	87	93
合計	1, 109	1, 096	1, 079	1, 066	1, 055



2 教育・保育の提供区域の設定

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ(勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢)に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域(1区域)で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

長島町における教育・保育の提供区域:1区域

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期(確保方策)」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和6年度時点で1号認定(幼稚園・認定こども園)が71人、2号認定(保育所・認定こども園)が172人、3号認定(保育所・認定こども園)が160人、合計403人の利用が見込まれます。

教育・体育の重の兄込み							
	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定(幼稚園	・認定こども園) (a)	68	73	73	71	71	
【3~5歳】	1号認定	53	60	60	58	58	
	2号認定(教育ニーズ)	15	13	13	13	13	
2号認定(保育所	・認定こども園等) (b)	211	195	182	171	172	
【3~5歳】	保育ニーズ	211	195	182	171	172	
3 号認定(保育所	• 認定こども園等) (c)	171	171	169	165	160	
【0~2歳】	0 歳児	41	41	40	38	37	
	1-2 歳児	130	130	129	127	123	
2号認定(保育二-	-ズ) +3 号認定	382	366	351	336	332	
合計 (a+b+c)		450	439	424	407	403	

教育・保育の量の見込み

(1) 1号認定(3~5歳(2号認定(教育ニーズ)を含む)の確保方策

1号認定は、幼稚園及び認定こども園にて対応します。

令和6年度の確保方策は150人で、計画期間中の量の見込みの71人の確保は可能です。

- 万 彩 上	「芍蕊足(幼稚園・蕊足ことも園)重の見込み・碓床刀束							
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
①量の見込み	68	73	73	71	71			
②確保方策(利用定員数)	140	150	150	150	150			
認定こども園	35	45	45	45	45			
幼稚園	105	105	105	105	105			
②-①過不足	72	77	77	79	79			

1号認定(幼稚園・認定こども園)量の見込み・確保方策

(2)2号認定(認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所)の確保方策

2号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業」で対応します。 令和6年度の確保方策は179人で、計画期間中の量の見込みの172人の確保は可能です。なお、 令和4年度までは確保不足が生じますが、弾力化運用等により、量の見込みの確保は可能です。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		211	195	182	171	172
②確保方策(利用定員数)		189	179	179	179	179
	認定こども園	83	98	98	98	98
			75	75	75	75
	地域型保育事業	6	6	6	6	6
②-①過不足		-22	-16	-3	8	7

(3)3号認定(認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所)の確保方策

3号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業所」で対応します。 0歳, $1\sim2歳ともに、令和6年度まで過不足が生じますが、弾力化運用等により、量の見込みの確保は可能です。$

3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策

	区分		2 年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	应 力	0歳	1-2 歳	0歳	1-2 歳	0歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳
①量の	見込み	41	130	41	130	40	129	38	127	37	123
②確保:	方策(利用定員数)	35	118	35	118	35	118	35	118	35	118
	認定こども園	15	52	20	72	20	72	20	72	20	72
	認可保育所	18	62	13	42	13	42	13	42	13	42
	地域型保育事業	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4
2-1)通	· · · ·	-6	-12	-6	-12	-5	-11	-3	-9	-2	-5

保育利用率の目標設定

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
O歳	44.9%	44.9%	46.1%	47.9%	50.0%
1~2歳	71.5%	71.1%	72.0%	72.8%	75.2%
0~2歳	63.0%	62.7%	63.8%	65.1%	67.4%

保育利用率:各利用定員数/各年齢の推計人口

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

3つの事業類型

基本型

○「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- ○子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別の二一 ズ等を把握
- ○子育て支援に関する情報の収集・提供
- ○子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての 助言・支援
 - →当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- ○より効果的に利用者が必要とする支援につながる よう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の 体制づくり
- ○地域に展開する子育て支援資源の育成
- ○地域で必要な社会資源の開発等
 - →地域における、子育て支援のネットワークに基づく 支援

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○ **主として市区町村の窓口**で、子育て家庭等から保育サービスに 関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに 関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○ **主として市町村保健センター等**で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等 を1名以上配置

【確保の方針】

現在,本町では妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため,保健師や助産師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。なお,「子育て世代包括支援センター」の設置においては,必要に応じて,今後検討を行います。

【基本型・特定型】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(箇所)	_	-	1	1	1	1
確保方策(箇所)	_	-	-	1	1	-

【母子保健型】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1	-
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1	-

(2)延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認 定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

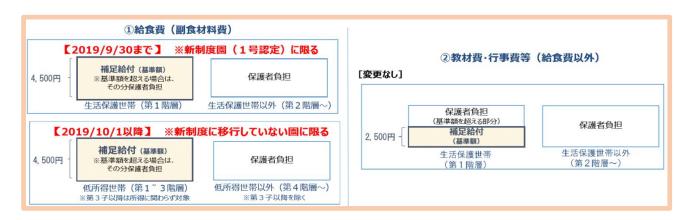
現在,本町では4箇所において実施しており,今後も同様の実施に努めます。 計画最終年の令和6年度では,24人の利用が見込まれ,全ての方への対応は可能です。 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため,通常保育を延長した保育に努めます。

	実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	22	27	26	25	24	24
確保方策(人)	22	27	26	25	24	24
施設数(箇所)	4	4	4	4	4	4

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日 用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費 用等を助成する事業です。



【確保の方針】

現在,本町では実施していませんが、今後,事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか,特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども 園の設置者に対して,必要な費用の一部を補助する事業です。

1 新規	参入施設等への巡回支援
目的	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した修育等の事業の拡大を図ります。
事業内容	新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①~⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。 ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を 行う事業 ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業 ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業 ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業 ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業
支援対象	保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に 参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

=		
	2 認定ご	ども園特別支援教育・保育経費
	目的	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。
	実施場所	私立認定こども園
	対象となる子ども	次の①~③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること
	補助要件	当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

【確保の方針】

現在,本町では実施していませんが、今後,事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し,授業の終了後に小学校の余裕教室,児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて,その健全な育成を図る事業です。

省令で定める主な基準〉※『	戴員」のみが従うべき基準であり、他の事項は参酌すべき基準となっています。
支援の目的	支援は、留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行うことにします。
設備	専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペス)等を設置することとし、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。
職員	放課後児童支援員*を支援の単位ごとに2人以上配置することとします(うち1人をPき、補助員の代替が可能です)。
児童の集団の規模	一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下とします。
開所時間	①土、日、長期休業期間等(小学校授業の休業日)は、原則1日につき8時間以上とします。 ②平日(小学校授業の休業日以外の日)は、原則1日につき3時間以上とします。 上記に基づき、その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して 事業を行う者が定めることとします。
開所日数	原則1年につき250日以上とし、その地方における保護者の就労日数、授業の休業日 を考慮して、事業を行う者が定めることとします。
その他	非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳別の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生の対応などについても定めることとします。

【確保の方針】

現在,本町では6個所において実施しています。学校の整備に合わせて敷地内に新たに整備するよう努めます。なお、計画最終年の令和6年度では、185人の利用が見込まれています。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係 者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。

		実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
		201	194	185	185	185	185
	1 年生	52	51	48	48	48	48
	2 年生	50	47	47	47	47	45
量の見込み	3 年生	41	40	37	37	37	37
	4 年生	30	29	27	27	27	27
	5 年生	21	20	19	19	19	19
	6年生	7	7	7	7	7	7
確保方策(人)		180	185	185	185	185	185
施設数(箇所)		6	6	6	6	6	6

(6)子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトスティ事業)です。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に 不在となることで家庭において児童を養育することが困難 となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童 養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行 う事業です。

【確保の方針】

現在,本町では実施していませんが、今後,事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

【ショートステイ】	実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	1	1	1	-	1	-
確保方策(人日)	-	_	1	-	1	-
確保方策 (箇所)	-	_	1	-	1	-

【トワイライトステイ】	実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	_	-	-	-	-	-
確保方策 (人日)	_	_	_	_	_	_
確保方策 (箇所)	_	_	_	_	_	-

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、70人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。 乳児のいる家庭を保健師又は訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

	実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	67	78	78	76	73	70
確保方策(人)	67	78	78	76	73	70

(8)養育支援訪問事業

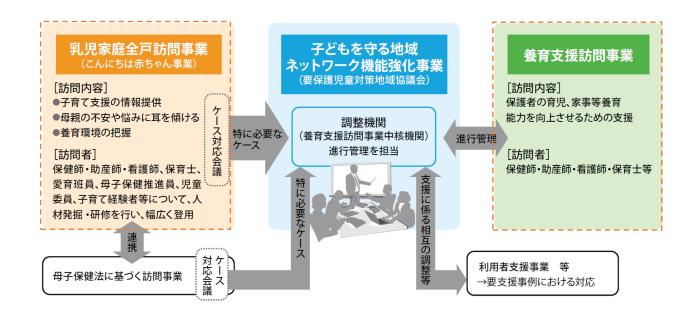
【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する 指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、23人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。 養育環境に課題がある世帯に対しては、要保護児童対策協議会と連携を図り、養育支援訪問事業の継続に努めます。

	実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	21	26	26	25	24	23
確保方策(人)	21	26	26	25	24	23

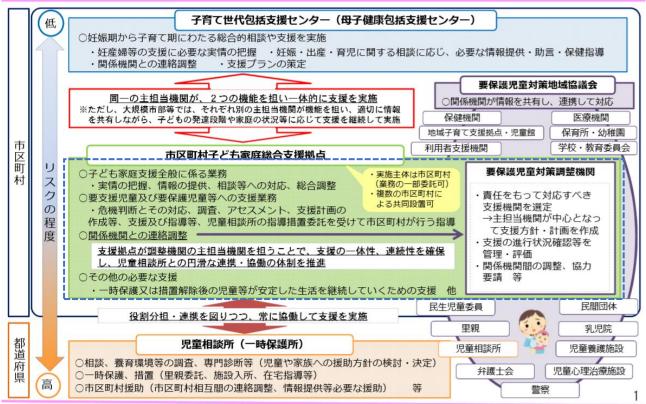


(9)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

子ども家庭総合支援拠点を中心に要保護児童対策地域協議会の運営、調整機関職員の養成、関係機関との連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理(イメージ図)



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の田子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

【確保の方針】

児童虐待の発生予防・早期発見のため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談支援体制の強化を図ります。

要保護児童対策地域協議会に調整担当者を配置し、担当者の専門性を強化します。

地域ネットワーク構成員の連携強化と構成員の専門性向上を図ります。

また, 地域住民への周知を図るよう努めます。

(10)一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について,主として昼間において,認定こども園,幼稚園,保育所,地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり,必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

現在,本町では,幼稚園型を除く一時預かりは実施していませんが,幼稚園型を1箇所において実施しており,今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、幼稚園型2,556人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、 一時的に認定こども園、幼稚園、保育所などで保育に努めます。

【幼稚園型】		実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	1号認定	2, 410	2, 885	2, 676	2, 647	2, 497	2, 507
量の見込み	2号認定	-	56	52	51	49	49
()(1)	計	2, 410	2, 941	2, 728	2, 698	2, 546	2, 556
確保方策(人日)		2, 410	2, 941	2, 728	2, 698	2, 546	2, 556
施設数(箇所)		1	1	1	1	1	1

【幼稚園型を除く】	実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	_	591	569	561	539	531
確保方策 (人日)	_	_	1	-	1	-
施設数(箇所)	_	_	ı	-	1	_

(11)地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	一 般 型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の 充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が 集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別) (社会福祉法人、NPO法人、B	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	基本事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で 語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施	基本事業を児童福祉施設等で従事する子育で中の 当事者や経験者をスタッフに交えて実施
加算の対象となる取組	 ●地域の子育て拠点として地域の子育で支援活動の展開を図るための取組 ー時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育で支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施 ●出張ひろばの実施 常設の拠点施設を開設している主体が、週1~2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ●地域支援の取組の実施* ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育で資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 	●地域の子育て力を高める取組の実施 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の 実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験 を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を 有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、 マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3~4日、週5日、週6~7日/1日5時間以上	週3~4日、週5~7日/1日3時間以上

【確保の方針】

現在,本町では,一般型を1箇所において実施しており,今後も同様の実施に努めます。 計画最終年の令和6年度では,2,900人日の利用が見込まれ,全ての方への対応は可能です。 子育てについての相談,情報の提供,助言その他の援助に努め,地域の子育て支援機能の充実, 子育ての不安感の緩和等を図り,子どもの健やかな育ちを支援します。

	実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	3, 397	3, 105	3, 118	3, 067	3, 000	2, 900
確保方策 (人日)	3, 397	3, 105	3, 118	3, 067	3, 000	2, 900
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1

(12) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保 育等を実施する事業です。

	病児対応型•病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師 等が保護者の自宅へ訪問し、一時的 に保育する事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、 病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ 保護者の勤務等の都合により家庭で 保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又 は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施要件	●看護師等:利用児童おおむね10人に つき1名以上配置 保育士:利用児童おおむね3人につ き1名以上配置 ●病院・診療所、保育所等に付設され た専用スペース又は本事業のための 専用施設等	●看護師等を常時1名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度) ●保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等	●預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等

【確保の方針】

現在,本町では実施していませんが、今後,事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

	実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	ı	163	157	155	148	146
確保方策(人日)	-	_	1	-	_	-
確保方策(箇所)	-	_	1	-	_	-

(13) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として,児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と,当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡,調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在,本町では実施していませんが、今後,事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

	実績 (平成 30 年度)	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	_	21	22	22	22	20
確保方策(人日)	_	1	1	-	1	-
確保方策(箇所)	_	1	1	-	1	-

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組について

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は 「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備 の方向性が示されています。

本町においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み(必要事業量)に対する確保方策を推進 するほか, 放課後子供教室についても, 令和6年度までに既存の教室を基礎として, 保護者の就労 の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室 の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕 教室の活用等も検討しつつ、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

背景・課題

- ○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びて いるが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を 解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。 〇小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設
- や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。
- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活 動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、<u>下記のとおり目標を設定し、</u> ランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019~2023年)

- ■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その 後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- ■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所 以上で実施することを目指す。
- ■両事業を新たに整備等する場合には、<mark>学校施設を徹底的に活用</mark>することとし、新たに開設する放課 後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの 自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

(放課後児童クラブ)

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量 の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応 する体制の確保に努めます。放課後児童クラブについては, 現在, 町内6箇所で行って おり、放課後児童クラブ未設置の小学校区においては、教育委員会とともに連携し、地 域におけるニーズと、地域の動きなどを注視しながら、事業実施の必要性を判断してい

きます。

(放課後子供教室)

放課後児童クラブが未設置の小学校区について、地域の実情に合わせ、放課後子供教室の実施等や小学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように努めます。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

(3) 放課後子供教室の2023年度までの実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子供教室の実施について検討します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な,又は連携による実施に関する具体的な 方策

本町内には放課後子供教室の実施施設がなく、事業実施の必要性を関係機関で協議します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な 方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の小学校の余裕教室の活用については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携 に関する方策

本町においては、放課後児童クラブの事業は福祉事務所、放課後子供教室の事業は教育 委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育 委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

(7)特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要があれば関係機関と協議のうえ、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子の

把握に努めます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

(9) 各放課後児童クラブが、別途(新・プラン3④)に記載した放課後児童クラブの役割をさら に向上させていくための方策

放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

(10) 別途(新・プラン4④) に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から,各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について,利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

本町が発行している「子育てパンフレット」により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

6 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育,地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提 としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められ ています。

こうした中、認定こども園、幼稚園、保育所等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格 形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利 用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育 事業等と相まって、安心して子どもを生み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本町においては、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うととも に、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に努めます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進

子どもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児 と児童の交流活動や、幼稚園・保育所・小学校の保育士や教職員が相互理解を深めるための活動 により、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

これらを推進していくため、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所における行事 等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・小学校の教職員等による相互授業・保 育参観や保育・教育内容等の検討実施などに取り組みます。

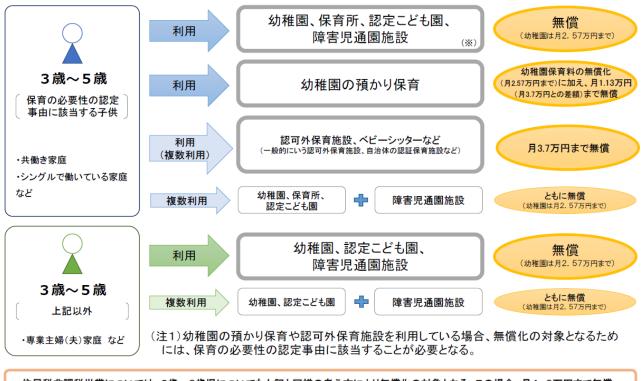
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状

況,監査状況等の情報提供,立入調査への同行,関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する ことができることを踏まえ,鹿児島県との連携や情報共有を図りながら,適切な取組を進めてい きます。



住民税非課税世帯については、O歳~2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

8 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町においては、産休・育休後から確実に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用できる環境を整えるため、以下のような取組を実施します。

- ① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実
 - ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
 - 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
 - 親子教室等における情報提供の充実
 - 子育て支援ハンドブックにおける情報提供の充実
- ② 育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備
 - 保育の量的拡大

(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体の自由を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、

再発防止のための取り組みが重要です。

本町においては、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、鹿児島県中央児童相談所等とも連携しながら、児童虐待の防止に向けて、以下のような施策について県と連携します。

なお, 令和2年度より「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

ア 関係機関との連携強化等

- 虐待の早期発見に向けた各関係機関・実務者会議等との連携強化
- 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請
- 要保護児童対策地域協議会の充実強化

イ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

- 家庭・児童相談窓口の充実
- 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実
- 医療機関との連携強化

ウ 児童虐待防止についての意識啓発

- 児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレット配布
- オレンジリボンキャンペーンの実施

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

● 県・児童相談所・市町村との連携により再発防止のための措置を講じる

② ひとり親家庭の自立支援の充実

本町においては、ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下のような施策について県と連携します。

さらには、養育費の確保支援策である「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」の窓口的役割の充実に努めるとともに、県の自立支援員と連携を図りながら、相談指導体制の充実に努めます。

ア 子育て・生活支援策

- 日常生活の支援(家庭生活支援員の派遣等)
- 医療費の助成
- 相談体制の整備

イ 就業支援策

- 就業相談事業等(就業に関する情報提供及び支援)
- 就業に向けた能力開発への支援(就業のための技能取得を支援)

ウ 経済的支援策

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 生活福祉資金の貸付に修正
- 医療費の助成

③ 障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

本町においては、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの子どもが地域の中で健やかに学び、 成長できる社会を実現するため、以下のような施策について県と連携します。

なお、医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、 福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うと ともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

ア 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する支援

- 障害児通所支援利用の障がい児やその家族に対する支援
- 障害児通所支援利用者の負担軽減
- 施設入所を希望又は退所を予定している障がい児に対する支援
- 地域療育支援体制の整備促進
- 県こども総合療育センターなど専門性を有する関係機関との連携
- 保育所での障がい児等受け入れの推進
- 障害児通所支援事業所との連携
- 医療的ケア児や重症心身障害児への支援

イ 特別支援教育の推進

- 障がい児理解のための交流及び共同学習の推進
- 教育相談・就学相談体制の確立と推進等
- 教職員研修の充実等
- 就学前から学校卒業までの一貫した支援体制の整備
- 特別支援学級の充実
- 私立幼稚園における心身障がい児の就園奨励
- 養護学校・相談支援事業所等との連携強化

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

本町においては、国の法律「育児・介護休業法」及び「仕事と家庭の両立支援制度」や労働行政を所管する県の取組などを踏まえ、仕事と子育ての両立支援に向けて、以下のような取組を実施します。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

- 子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの推進
- 男女共同参画社会の促進

イ 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進

● 「かごしま子育て応援企業登録制度」の周知啓発

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 認定こども園や保育所の充実等
- 教育・保育や地域子ども・子育て支援事業従事者の確保と資質の向上

(4)子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。 すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や 日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に取り組みます。

- 生活支援や就労支援,ひとり親世帯への相談支援の強化
- 子どもの居場所づくり
- 関係機関等との連携強化

第6章 計画の推進と進行管理

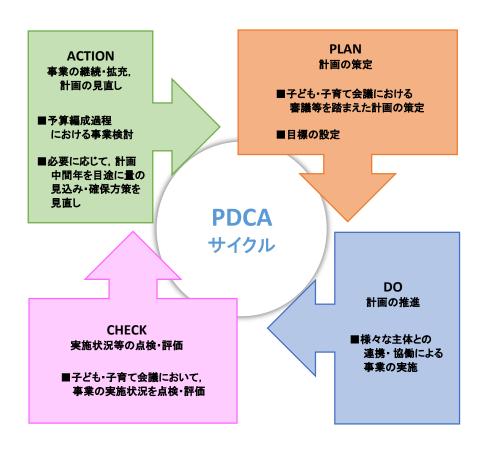
1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、町内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民が協働し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「長島町子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。



第7章 資料編

1 長島町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき,長島町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者から、町長が任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認められるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 長島町子ども・子育て会議委員名簿

区分		所属	職名	氏名	
1	学識	長島町議会	総務民生常任委員長	林 誠治	
2	経験者	出水保健所	保健係長	松田優子	
3	児童福祉	長島町社会福祉協議会	地域福祉主任	小城 睦佳	
4	関係団体	長島町民生委員児童委員 協議会	主任児童委員	田渕 玲子	
5		長島町PTA連絡協議会	会長	大平 智寛	
6	子育て	私立保育園保護者	東保育園保護者代表	赤嵜 慶和	
7	関係者	幼保連携型認定こども園 保護者	認定こども園さすえ 保護者代表	小﨑 彰子	
8		公立幼稚園保護者	鷹巣幼稚園保護者代表	新山 佳奈	
9		町内保育園	まこと保育園 園長	山本 正尊	
10	保育所·幼 稚園	幼保連携型認定こども園	風の杜こども園 園長	久保 祐紀	
11		公立幼稚園	鷹巣幼稚園教諭	間柄 萌	
12	学校長	長島町校長会	長島町校長会会長	屋田 光章	
13		町民保健課	課長	濵田 照幸	
14	関係行政 機関	教育総務課	課長	中村 勝博	
15		福祉事務所	所長	牧 一弘	

3 長島町内保育所・幼稚園一覧

	保育園・幼稚園名	電話番号	住所	公立 • 私立
1	鷹巣幼稚園	0996-86-1268	899-1401 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1888 番地	公立
2	獅子島幼稚園	0996-89-3045	899-1501 鹿児島県出水郡長島町獅子島 118 番地	公立
3	伊唐保育園	0996-86-0831	899-1401 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 4524 番地 11	公立
4	東保育園	0996-86-0074	899-1401 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 2376 番地 3	私立
5	本浦保育園	0996-86-0323	899-1403 鹿児島県出水郡長島町諸浦 979 番地 9	私立
6	平尾保育園	0996-88-2634	899-1302 鹿児島県出水郡長島町平尾 338 番地 1	私立
7	まこと保育園	0996-88-5563	899-1304 鹿児島県出水郡長島町城川内 600 番地	私立
8	風の杜こども園	0996-87-0314 0996-87-0048	899-1212 鹿児島県出水郡長島町川床 961 番地	私立
9	認定こども園さすえ	0996-88-5009	899-1303 鹿児島県出水郡長島町指江 146 番地 1	私立

4 用語解説

数字

1号認定子ども

満3歳以上で教育のみを必要とする児童。

2号認定子ども

満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。

3号認定子ども

満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。

あ行

育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが1歳6か月(再延長で2歳)に達するまで休業期間を延長することができる。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について,主として昼間において,保育所その他の場所において,一時的に預かり,必要な保護を行う事業。

延長保育

通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで行う保育をいう。

オレンジリボン

子ども虐待防止のシンボルマーク。子ども虐待をなくすことを呼びかける町民運動(オレンジリボン 運動)を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、町 民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指す。

か行

放課後児童クラブ(学童保育)

仕事などの事情により保護者が昼間に家庭にいない小学生1~6年生の子どもに対し、放課後や長期休暇中に行われる保育のこと。地域により別の名称で行われている場合もある。生活の場として一定の基準を満たす専用のスペースで行われ、職員として放課後児童支援員が配置されている。利用料は、実施主体や保護者の所得により異なる。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う。

教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。

子育て支援事業

児童の健全な育成のために市区町村が行う事業として,児童福祉法に規定されているもの。具体的には,放課後児童健全育成事業,子育て短期支援事業,乳児家庭全戸訪問事業,養育支援訪問事業,地域子育て支援拠点事業,一時預かり事業などがある。

子育て短期支援事業

保護者の病気、出産、仕事などの理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一定期間子どもを預かり保護者に代わって養育する事業(ショートステイ)と保護者の残業や変則勤務などの事由により、帰宅が夜間や深夜となる場合など生活指導などの面で困難となった場合に、保護者が帰宅するまで子どもを預かり養護する事業(トワイライトステイ)。

子ども・子育て支援新制度

2012 (平成24) 年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は 2.07 だといわれているが,2005 (平成17) 年には 1.26 となり,過去最低を記録した。2017 (平成29) 年は 1.43 となったが少子化傾向は続いている。

さ行

時間外保育事業(延長保育事業)

保育所において、通常の保育時間を超えて児童を預かる事業。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、 地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。

施設型給付

教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)を対象とした給付をいう。

出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合をいう。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数(定員6~19人)を対象にきめ細かな保育を行う。

少子化

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。

次世代育成支援対策地域行動計画

次世代育成支援対策推進法の制定により、地方公共団体および事業主が国の行動計画策定指針に基づき策定することとなった行動計画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されている。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ,次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し,次代の社会を担う子どもが,健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。国,地方公共団体,事業主,国民の責務を明らかにし,国に行動計画策定指針,地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。

児童

児童福祉法においては、18 歳未満の者を児童と定義し、1 歳に満たない者を「乳児」、1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18 歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

児童虐待

親が自分の子どもに対し、自分の思いどおりにならない時などに折檻すること。極端な場合は食事を与えなかったり、過度の体罰を与えたりするなどして、死に至らしめることもある。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童の目の前でのドメスティックバイオレンス(配偶者間暴力)、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。

児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名 称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待、育児、健康、障害、非行 など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子 どもと保護者への相談援助活動などを行う。

児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に居住している者が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当。法律改正により子ども手当制度を経て、現在は中学校修了前までの児童を監護する保護者に支給される。

児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が良好な環境に生まれ心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障害の状態にある児童等の母(父)がその児童を監護するとき、又は母(父)以外の者がその児童を養育するときに、その母(父)又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるが、一定の障害者である場合は20歳未満の者も含まれる。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

た行

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合,又は育児不安や育児疲れ,慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に,児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付をいう。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つをいう。

地域子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)

乳幼児のいる子育で中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006(平成 18)年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援教育

障害の種類や程度に応じた特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006(平成18)年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合に、その児童を児童養護施設等で保護し、生活指導や食事の提供等を行う事業。

な行

乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満1歳に満たない者を乳児という。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。(→無認可保育所)

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で,国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り, 都道府県知事に認可を受けているもの。

認可

行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006 (平成18) 年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準 (2012 (平成24) 年4月からは、都道府県条例で定める基準)を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

は行

病児·病後児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・保育所等で病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応や病気の児童の自宅に訪問する事業。①小学校3年生までの児童で病気の「回復期に至らない場合」で症状の急変が認められない場合に保育する病児対応型、②小学校3年生までの児童で病気の「回復期」で集団保育が困難な期間において保育する病後児対応型、③保育中の児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応する体調不良児対応型、④小学校3年生までの児童で、病気の「回復期に至らない場合」または「回復期」で集団保育が困難な期間において児童の自宅で保育する非施設型(訪問型)の4類型により実施される。

ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方(依頼会員)と育児や介護の手助けができる方(提供会員)が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。保育所や幼稚園への送迎や、保護者の病気や急用などの場合における一時預かり等がある。

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

保健所

地域における公衆衛生の向上および増進を目的とした行政機関。地域保健法に基づき,地域住民の健康増進,疾病予防,環境衛生,母子・老人・精神保健,衛生上の試験・検査等のさまざまな業務を行っている。都道府県,指定都市,中核市,その他政令で定める市または特別区に設置されている。身近で頻度の高い保健サービスは市町村保健センターに移管し、保健所は広域的・専門的・技術的拠点として

の機能が強化されている。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親 との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組ま れている。

や行

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、 養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。新制度に移行する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は認定手続きが必要(私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、子どもの保護者は認定を受ける必要はない。)。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

ら行

利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査 等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。